

# 婦人内題研究

1970・11・2

△母性保護法の問題点  
△「悩み」の発現形態を中心みて 高橋 尚子 氏 3  
現代の女性像

## 母性保護法の問題点（要旨）

竹中 恵美子 氏

### （1）労基法改訂の動きとその背景

七〇年代は労働運動にとって多難な幕あけとなつたが、はたらく女性にとって、母性保護をめぐる労基法改訂論議もその一つである。

いわく「女子の深夜業規定をゆるめ、キーパンチャーなどの単純労働者に広く認められないか」、「女子就業制限の検討」、「女子監督者に深夜労働を認めること」など。

すでに戦後労基法は成立（昭和二二年）以来、その母性保護規定は経営者の圧力により、施行規則や附属法令によって緩和がはかられたり、基準監督行政を摘要から指導に移すなどの措置によつて、現行法が骨抜きにされるという受難の歴史をたどってきた。しかし、積極的に労基法 자체を変えていく方向が提起されたことは、婦人労働者にたいする挑戦としての新しい局面である。

この動きは寡占体制確立のもとで、若年労働力不足という新しい局面を迎えた七〇年代合理化への資本家の要請を端的に現わしている。その経済的背景は何か。昭和三〇年代前半期までは婦人労働の

顕著な増加にもかかわらず、婦人労働者自らの新陳代謝の自動内転性によって、母性保護とともに費用負担を経営側は事実上回避することを可能にしてきた。もちろん婦人労働者の定着化傾向にたいしては若定年制や結婚退職制によつて、あくまで新陳代謝の機能を堅持するための労務管理が行われてきた。そのことの資本にとっての経済的メリットは、母性保護の冗費を回避するだけでなく、年功賃金制度のもとでは、若い労働力による絶えざる新陳代謝は、もつとも賃金資源節減の手段となるからである。

しかし、自動的内転性にせよ、制度的補強の手段によるにせよ、つねに若い労働力への代替が可能になる背景には、豊富な若年労働者の供給があるということが前提となつてゐる。しかし、昭和三〇年末から進行した若年労働力の不足は、このメカニズムを保障する条件がくずれることを意味している。

女子労働力の定着化と若年労働力の不足にともなう中高年労働力の導入の不可避性は、経営の母性保護負担を現実化することを意味している。しかも I.L.O.一〇〇号条約批准（昭和四三年八月二十四日）は、男女同一労働同一賃金の具体化を迫る新しい条件である。保護と平等の統一が現実的課題となつた経営側のぬけ道こそが、労基法改訂の動きの現実的背景である。こうして母性保護の重荷を軽減するために、一方では女性労働を戦力化するための労基法改訂へふみ

出すとともに、他方では中高年労働力をパートタイマーとして、労基法の適用外労働者として利用していこうとする、いわば婦人労働力の二層支配の道が追求されつつあると見ることができる。

## (2) 労基法（母性保護に関する）の運用実態と問題点

いうまでもなく労基法は、労働者保護のための労働諸条件の最低規制である。しかも婦人労働に対する労基法の理念は、母性保護を男子と対等に働く前提条件として、これを社会的権利として法認したものである。

しかし労基法は労働条件の国際的基準としてのILO条約に比べて多くの違反をしているだけでなく、運用実態はきわめて低く、労働者保護の最低規制としての機能を充分果していない。国民総生産世界第2位（資本主義国の中で）をしめるわが国にとって、労基法の再検討が問われているとすれば、それは労基法の保護水準を緩和することではなくて、いかにそれを守らせ、守らせるための十分な規定をもうけるか、さらには現行法と国際水準とのギャップをいかに埋めるかにある。（母性保護法の詳細な問題点は紙幅の関係で省略。拙稿「労基法改正問題と女子労働」参照。）

(3) 母性保護法の今日的視点

母性保護と均等待遇の統一は、母性を社会的機能・権利として定着させた労基法の理念である。しかし保護と平等の統一は、利潤を目的とする資本主義生産のもとでは、しばしば破られる現実的条件にある。なぜならたとえ母性の合理的配慮は、社会全体にとって次代の労働力の安定的確保のために切必要な条件であっても、私的企業にとつては、それは単なる冗費にすぎないからである。したがって両性の均等待遇を実現させるばあい、女子の雇用を狭めるという現

実的条件にあることもいなめない。資本主義社会のもとでは、母性保護と均等待遇の実現がいかに達成されるかは、一に労使の力関係にかかっている。その意味では保護と平等の統一は、窮屈的には生産が利潤を目的とすることなく、人間の福祉を目的とする社会への変革におかれねばならない。しかし母性保護の資本制的限界を打ち破っていくためには、二つの現実的な運動論が必要であろう。

① 母性的権利を不斷に拡大すると同時に、資本の競争条件の均等化という点からの私的企業負担の限界を社会負担において実現していくこと。

② 女子労働者の特別保護を資本の搾取を制限する先導としながら、たえず男子の労働条件を高めることによって、男女の取扱いの差をなくしていくこと（深夜業、時間外労働を男子にも禁止していく方向）である。

ここに母性保護法がたんに婦人のみならず、男子にとつても不断の資本の搾取を制限する歴史的役割がある。

今日母性保護の要求の特徴は、女性にたいする庇護、フェミニズムによる慈悲的なものとしてではなく、真に男女平等を実現するものとして提起されている点である。それは女性の労働権の確立について、また男女均等待遇の実現にとつて、母性保護が不可欠であるという認識であり、これは女性が労働からの解放でなく、労働中の解放をめざす婦人労働の現段階的特徴を反映している。

母性保護が危機にさらされている今日、私たちはあらためて、これらを婦人解放の視点から、資本の経済の論理にたいする人間性の論理の対決として、七〇年代を斗いとることが急務ではなかろうか。

## 討論と展望

46 301

21.  
25

今日は研究発表の課題の性格から、討論というよりも質問をし、問題を出し合うという傾向が強かつた。まず、もともと関心をもつ問題の一つとして賃金格差についての質問が多くなった。しかし、その実態は労働時間、労働条件等の実状が掘みきれないことなどからなお十分でないこと、その背景には婦人労働者の分裂（各企業別パートタイマー婦人の教育の進んでいないこと、雇用者、自治体側の対処法の不備などからある点が指摘された。しかし、戦前の婦人労働者の賃金は男子の約 $\frac{1}{3}$ であるのは印象的。それは職場が中も直接的な一面である産前・産後休暇、育児生理休暇、休憩時間、生理休暇、軽労働への転換、労働環境等につき各国の具体的な状況が数字をもって解明を求めていた。

婦人の専門職の低賃金分野（看護婦等）の諸問題のなかで、労働時間、時間外労働、深夜労働についてそれぞれのデーターの報告があり、さらに専門職資格の公的認定の立ち遅れ、職業訓練、技能習得が社会的公的立場で行われず、企業のなかでなされているところに原因があること、専門職とは反対に、婦人単純労働につき、低賃金が容認されているが、労働科学的分析から、単純労働の意味を再考しなければならぬ段階に来ているという指摘は、さかんな技術革新、高度成長のなかで、人間と労働の意味について、われわれは詳細な新しいデーターをもって、自分を大切にする場に立って考え直さね

ばならぬことを痛感した。今回の研究会は、具体的な資料が考察の土台になっているので、働く婦人がほとんどを占める参加者が、各人の職場の実態や条件と照し合わせて、その意味を考え、自己の問題として追求する足がかりになった。なお、研究会は何回か回を重ねることによって、一回二回では見えなかつた問題の本質が姿をあらわすことがわかった。発表者も強調されていたように、職場における婦人労働者の問題が民主的に進めてゆかれぬかぎり、家庭の民主化はまやかしだということは、家事労働や家庭について考えたときの問題点を別の面からあきらかにしている。

昭・四五・六・二七・於 同志社大学学生会館、  
参加者七十名。 清水好子 記)

### 「悩み」の発現形態を 中心にみた現代の女性像（要旨）

高橋尚子氏

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（憲法第14条）戦後、新生民主主義国家の基として制定された日本国憲法とその精神を受けた諸種の法制度とによつて、日本国民は男女の法的・形式的平等、同権を約束された。以後二十余年、ジャーナリズムはその時々の状況に応じてさまざま、女性論、を展開してきている。それまでの無知と抑圧境涯から身を起せ、目覚めよと促す戦後初期の啓蒙的・教育的な内容のものから、日本

変容等の社会的変化を背景に、主婦の起ち上り・、共働・に注目して主婦に焦点を据えた女性論を経て、昭和三十年代以降には折から「消費革命」ムードのなかで女を家庭に帰そうとする論調へと、それはより明らかな傾きをみせはじめ、一方では女性の地位の向上を強調するあまり、現代における「婦人問題」の消滅を囁々する主張にまで連っていく。そして、毎年の「婦人週間」の目標及びストーリーの推移のうちにも又、これと一脈相承する見方が看取される。しかし、現代の女性も現実にはそれほど優位な状況にあるのでないことは、たとえば「身上相談」に登場する女性たちの姿によっても知ることができる。

資料としてのいくつかの限界、とりわけ、質的・量的、二重の意味での現実に対する「代表性」の問題等の吟味をふまえたうえで、現代の女性の平均的なライフ・サイクルと階層、職業、居住地などの指標をかかわらせてみると、「身上相談」に現われる女性像は数種の型に大別される。さらに、それらの悩みを規定すると考えられる主な要因を探ると、農家や自営業家族における「嫁姑」の葛藤に象徴されるような前近代的な生活構造に根ざすものと、現代社会の一般的な女性観・結婚観・夫の横暴あるいは不貞、そして主婦の生活の閉塞に付随する空虚さ、生の不充足感等にみられるような、主に都市部での近代的ないし資本主義的生活構造に起因するものと大きくまとめられる。昨今ますます普遍化しつつある農村の出稼ぎや農閑期の主婦の「賃稼ぎ」、そして举家離村や廃村、これらは現代の資本主義的矛盾の農村への反映、集中の結果であり、そこで女性の苦難に着目すれば一言にして農村婦人問題の資本主義的展開ともいえようが、同時に、それは低賃金・無保障の労働を媒介項

として都市の下層の、ついで中・上層の女性を、その家族の生の営みを、相互に規制していく。かくて、現代の女性の地位は、住宅難や老後保障の不備などとの関連でなお残る生活の前近代的な側面を利用し、それを再編成しながら資本の論理のただ中で生じる諸要因によつて、依然としてより低く規定されているということができる。男女各個人の法的・形式的平等・同権は、種の再生産における女性の機能を原理的にマイナスに評価づけるような社会の体制が変革されてはじめて、実質的な内容を獲得しうるのであって、法的平等の実現は実質的平等のためのいわば出発点にすぎないといわなくてはならない。

## 討論と展望

問題提起は新聞によせられた「身の上相談」を素材としてその分析により現代女性が抱えている問題点を探ろうとするものであつたが、「身の上相談」というものが興味ある素材であると同時に、発表者も指摘したような限界性を持つものであるということが、最初に問題になり、それは最後までいろんな形でつきまとった様に思われる。

一 素材がシャーナリズムを通ることにより、さまざまなかつて屈折が行われること。

一 新聞社での選択。解答者の選択等 一。

二 投書する側の限界。

一 投書が作られることはいか? 投書出来ない層(例えば極

貧層) の要求はどうして握むか? 等一。

これらは「身上相談」という現象を通して婦人問題の本質に迫るうという方法について、素材が現実を適切に客観点に反映しているか? という疑問であったと思う。京都新聞、中日新聞に關係している参加者からは、「解答者はありふれた解答よりは個性の強い読物的要素が要求される」ことが出された。

しかし発表者としても限界のあることは承知の上で、紙面にのらないものも含めて朝日新聞に寄せられたもの一年分を整理され、個人的な「悩み」を社会の中に位置づける努力をされたので、その上にたって話は進められた。

#### オ二の話題として、

「種の再生産を社会的にどう位置づけるか」これは発表者の「男女平等のために種の生産が物の生産と同等に見なされる社会が必要」又参加者よりの「種の保存を社会的に考へるということは理念だけで出来るのか? 社会体制が変わないとむつかしいのか?」といふ質問をめぐって論議された。種の生産を物の生産と並列的に安易に考へると女の仕事は子供を産むことになるので注意を要するこど。歴史的にみた場合、女性の従属は私有財産制を男が握った結果、自分の子供を得るために女性をしばつたのであり、私有財産制と共に出産、育児を男性の支配から解放する必要がある? と。中国では子供は国の宝として扱われ、女性の出産の機能は社会として大事にされている。日本の場合はあくまでも資本の要求であってその点は基本的に違ふことが指摘された。又この際母性保護の歴史、各国家社会間の扱い方の相違を明確にする必要のあることが今後の課題とされた。

#### オ三の問題として、

##### 「女性差別と階級的矛盾との関係」

—あらゆる階層において女性は差別されている—。ということについて。

例えば聞き伝えられる「ソ連における売春婦の存在」をどう考えればよいのか?

社会主義社会においてなおその様なものがあることをどう考へるのか? という質問をめぐって「社会主義というのは経済体制であり、男女関係等ではなお古いものが残っている」と考へられること等が話された。

ブルジョワ階層においても女性は差別されている等問題点は出されたが、この点は階級社会におけるさまざまな差別と女性差別との関係を明らかにし階級的矛盾の中にどう位置づけるかという点ではもう一步明確にならなかつた。その他「ライフサイクル」と住宅問題との関係等多方面にかかわった話の拡がりがみられ、討論も暑い中時間を忘れるほど熱心に行われた。

(オ四回例会 七月二十五日、於 樂友会館)

参加者 四十名 池田悠子 記)

## 編集後記

六・七月例会の報告をお届けいたします。発会以来毎回会員や新聞・ポスターなどを見て当日参加される方々で会場は溢れるばかり、私など戦中派が期待していた研究会の雰囲気は薄められましたが、そのかわり若い発起人の方々が主張されていた若い若い方がたくさん来られ、この点はなにか新しいものが生まれる基盤になるのではないかと期待させられます。

回を重ねるにつれて、感激的にきれいに纏まることがじょじょに除かれるようになつたこと、毎回テーマの建て方によつて多角的に進めながら、中心的本質的な問題がしだいに姿をあらわしつつあること、したがつて、テーマを選ぶのが大切であること、やはり参加者が各方面でそれぞれの仕事を深めているので、現実に則した多様なテーマが提起されるなど、しだいに追求のめどが立つてゆきそうです。そこで分科会の提案もあります。医者・看護婦・保健婦・保母・教師と揃つてゐるのだから、保育問題をしつかり実態調査からやつてはというように。

なお、会員をもう五六十名確保しなければならぬ事情にあります。

(清水好子)

一九七〇年八月二〇日 印刷発行

「婦人問題研究」 第二号

発行者

京都市東山区山科大宅山田町三四 橘女子大学内

婦人問題研究会

電 (〇七五) 五七一一一一一

振替口座番号三七八一七